

1. 政策及び 15 年度重点施策等

政 策	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化
15 年度 重点施策	(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会の活動支援、企業会計審議会による企業結合会計基準の整備

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容の情報開示が十分行われていること

3. 政策の内容

金融技術等の発達に伴い、一層高度かつ複雑な経済取引の拡大が急速に進展しているほか、情報技術等の急速な発展により、大量の資金がより利便性の高い市場を求めて瞬時に国境を超えて移動するようになり、かつ国外の企業活動・市場・経済の動向と自国における経済活動がより密接に関連するようになっていきます。

このような状況を踏まえ、我が国会計基準は、企業会計審議会等において、ここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のないものとなってきていますが、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ着実な基準整備を行っていく必要があります。

また、国際的には、国際会計基準審議会 (I A S B) が、平成 13 年に抜本的な組織改革を行い、各国関係者と連携・協力し、精力的に国際会計基準 (I A S) の整備を進めている中、E U は、2005 年から域内上場企業の連結財務諸表の作成にあたり、国際会計基準の採用を義務付けることを決定しており、かつ、域外企業の上場についても 2007 年以降、国際会計基準又はこれと同等と認められる基準によることを求めています。

こうした環境の変化の中で、投資家に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点も踏まえた我が国会計基準の整備・改善を図ることが一層重要となっています。

4. 平成 15 事務年度における事務運営についての評価

平成 15 事務年度では、「固定資産の減損に係る会計基準」並びに「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」など 4 つの適用指針及び実務対応報告が民間の市場関係者の間で使用され、また、会計監査においては、改訂中間監査基準及び 9 つの実務指針が実

施され、適正な財務諸表等が作成されることにより、市場投資家等の保護が得られていると考えられます。

「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」については、平成 18 年以降実施されることとなっておりますが、以下のような成果が期待されます。

企業の経営状態がより適切に開示される会計基準が適用されることにより、我が国企業の財務の透明性が向上し、一層の投資者保護が図られるものと思われま

す。国際的に会計基準の整備、改善が重視されている状態において、我が国が、国際的な基準と遜色のない会計基準を適用することにより、我が国の資本市場への投資を促進し、市場の一層の発展に寄与するものと思われま

す。また、欧州委員会等に対して日本の会計基準を引き続き受け容れることの要請を行ってきたこともあり、2006 年末までは現行の取扱い（日本の会計基準の受容れ）が継続する見込みとなっており、2007 年以降の受容れについて欧州委員会によって行われる国際会計基準との同等性評価の対象に、米国基準、カナダ基準とともに世界の主要基準の 1 つとして、日本基準が含められることになりました。

5. 今後の課題

- (1) EUにおける日本の会計基準の受容れ問題について、民間団体とも協力しながら、EU関係者に対して、直接対話や書簡の発出等による要請を実施し、2007 年以降も EUにおいて、日本企業が日本の会計基準で引き続き資金調達ができるよう努力する必要があります。加えて、国際的な会計、監査、開示等の基準の策定に係る国際会議において、我が国からの情報発信を強化する必要があります。平成 17 年度において、これらの取組み及び体制整備のため予算・機構定員要求を行う必要があります。
- (2) 企業会計審議会においては、「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応」及び「財務諸表の保証に関する概念整理」について、引き続き審議を行い、関連制度の整備を図る必要があります。
- (3) (財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会での会計基準、実務指針などの整備改善について主体的な取組みを促すとともに、国際的な対応を含めたその活動を引き続き支援する必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。